

労務通信

2019.12月号

マイナンバーカードで旧姓併記が可能に、企業への影響は？



◆住民票、マイナンバーで旧姓併記開始

改正住民基本台帳法施行令等の施行により、11月5日から、住民票、マイナンバーカード、印鑑登録証明書、公的個人認証サービスの署名用電子証明書等に、旧姓・旧氏（きゅううじ。戸籍上、過去に記載・記録された氏のこと。以下「旧姓」で統一します）を併記することが可能になりました。

数年前から内閣府・男女共同参画局「女性活躍加速のための重点方針2016」等に盛り込まれていた政府方針が、実現したかたちです。旧姓併記により、結婚等により姓が変わった人は、さまざまな本人確認のシーン（契約、銀行口座名義、就職・転職時……）で、証明に旧姓を用いることもできます。

◆併記の手続き

旧姓併記の希望者は、旧姓が記載されている戸籍謄本等を用意し、マイナンバーカード（通知カード）を市区町村役場に提出します。まだマイナンバーカードを作成していない人であれば、「山田 [佐藤] 花子」というように、姓と名の上にカッコ書きで旧姓が併記されたカードが交付されます。

◆企業に職場の旧姓使用を認める義務はあるか

職場で旧姓を使用することについて争った裁判（日本大学第三中学・高校事件、東京地判平28・10・11）では、企業は旧姓使用を認めるよう配慮することが望ましいとしつつ、旧姓使用を認めないことは違法ではない、とされました。企業は、旧姓使用を認めなければならない法的義務までは負っていないものの、むしろ積極的に旧姓使用を認めることが有効といわれています。

◆旧姓は「使い分け」から「併記」の時代へ？

今回の旧姓併記は、主に女性が結婚後も旧姓を広く使いやすくすることを目的としたものといえます。企業実務においては、従業員の姓をシーンによって使い分けるのは珍しいことではありません（労働社保など雇用管理上の事務処理は戸籍上の姓で行い、対顧客等には広く認知されている旧姓を用いるなど）が、いずれは「使い分け」ではなく「併記」をすることが主流となるかもしれません。

【総務省「住民票、マイナンバーカード等への旧氏の記載等について」】

http://www.soumu.go.jp/main_content/000614623.pdf

労務の基礎知識

◆「労働時間の考え方」～厚労省からリーフレットが公表されました

実務をやっていると、これは労働時間に該当するのか？該当しないのか？と悩むケースが多々あると思います。このたび厚労省から、「研修・教育訓練」等の労働時間の考え方についてリーフレットが公表されましたので一部抜粋して解説いたします。

◎そもそも労働時間とは？

- ・使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと
- ・使用者の明示または黙示の指示により、労働者が業務に従事する時間

研修・教育訓練の取扱い 労働時間に該当する：○ 該当しない：×

Q1：使用者が指定する社外研修について、休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出も課されるなど、実質的な業務指示で参加する研修。

A1：○

Q2：終業後の夜間に行うため、弁当の提供はしているものの、参加の強制はせず、また、参加しないことについて不利益な取扱いもしない勉強会。

A2：×

Q3：労働者が、会社の設備を無償で使用する許可をとった上で、自ら申し出て、一人でまたは先輩社員に依頼し、使用者からの指揮命令を受けることなく勤務時間外に行う訓練。

A3：×

研修・教育訓練について、業務上義務づけられていない自由参加のものであれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しません。

直行直帰・出張に伴う移動時間の取扱い

Q：遠方に出張するため、仕事日の前日に当たる休日に、自宅から直接出張先に移動して前泊する場合の休日の移動時間。

A：×

直行直帰・出張に伴う移動時間について、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に該当しません。

その他、仮眠・待機時間の取扱い、更衣時間、交通混雑回避のための自発的出社時間の取扱いなど、詳細はリーフレットを参照ください。

厚労省 労働時間の考え方 ⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000556972.pdf>